

「消費税率の改正」に伴うガス料金の改定について

京葉ガス株式会社(社長：羽生 弘、以下「京葉ガス」)は、「消費税率の改正」に伴いガス料金を改定いたします。

京葉ガスにおける標準的なご家庭(1カ月 32 m³ご使用)への影響額(一般ガス供給約款料金で試算)は、2019年10月検針分[※]からプラス110円(税込)となります。

京葉ガスは、「消費税率の改正」に伴い、2019年10月1日を実施日とする一般ガス供給約款の変更を、本日、関東経済産業局長に届け出いたしました。ガス料金等への反映は、10月検針分[※]からの適用となります。

今回の改定は、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることを受けて、ガス料金等に新たな消費税率を反映させていただくものです。

京葉ガスは今後とも、ガスの安定供給ならびに保安の確保に努めるとともに、効率的な経営の推進、サービスの向上に引き続き取り組み、お客さまからの信頼に応えてまいります。

標準家庭における影響額(一般ガス供給約款料金で試算、1カ月のご使用量32m³・税込)

	2019年10月検針分 [※] から 〔消費税率改正後〕
影響額	+110円

- 標準家庭の1カ月のご使用量(32m³)は家庭用の平均値です。
- 上記の影響額は基準単位料金で算定したものです。実際に10月検針分以降に適用する単位料金は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

※ 2019年9月以前から継続的にガスをお使いいただいているお客さまについては、11月検針分からの適用となります。



— ガス料金の改定について（詳細） —

1. 実施日

2019年10月1日を実施として一般ガス供給約款料金を改定いたします。

※改定後の一般ガス供給約款は[こちら](#)

2. ガス料金への反映時期

(1) 「消費税率の改正」のガス料金への反映時期

2019年10月検針分^{*}から適用します。

□2019年10月検針分とは、2019年9月検針日の翌日から2019年10月検針日までをいいます。

※2019年9月以前から継続的にガスをお使いいただいているお客さまについては、11月検針分からの適用となります。

3. 一般ガス供給約款料金表

	1カ月のご使用量	改定前（8%税込）		改定後（10%税込）	
		基本料金 （円/月）	基準単位料金 （円/㎡）	基本料金 （円/月）	基準単位料金 （円/㎡）
料金表A	0㎡から20㎡まで	800.28円	166.73円	815.10円	169.81円
料金表B	20㎡をこえ100㎡まで	1,150.20円	149.23円	1,171.50円	151.99円
料金表C	100㎡をこえ350㎡まで	1,950.48円	141.23円	1,986.60円	143.84円
料金表D	350㎡をこえる場合	6,489.72円	128.26円	6,609.90円	130.63円

□基準単位料金は、2015年2～4月の平均原料価格に基づく単位料金です。

□2019年10月検針分以降に適用する単位料金（従量料金）は、適用期間の原料価格が発表され次第、お知らせします。

4. ガス自由料金プラン

一般ガス供給約款と同様に、ガス自由料金プランにつきましても「消費税率の改正」を料金に反映させていただきます。

※改定後の家庭用プラン定義書は[こちら](#)

※改定後の業務用プラン定義書は[こちら](#)

5. お問い合わせ

京葉ガスお客さまコールセンター

047-361-0211

【受付時間】月曜日～土曜日 9:00～19:00

【休業日】日曜日、祝日、年末年始 等

お問い合わせいただいた時間帯や内容によっては、翌営業日以降の対応になる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

以上